

2 笠監第 13 号
令和 2 年 8 月 20 日

笠置町長 中 淳 志 様

笠置町監査委員 仲北 悦雄

笠置町監査委員 西岡 良祐

平成 31 年度（令和元年度）笠置町一般会計及び特別会計
歳入歳出決算審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 31 年度（令和元年度）笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、次のとおり意見書を提出する。

意見書

1. 審査対象

- (1) 平成 31 年度（令和元年度）笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 平成 31 年度（令和元年度）笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 平成 31 年度（令和元年度）笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 平成 31 年度（令和元年度）笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 平成 31 年度（令和元年度）笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) その他関係帳簿及び台帳

2. 決算審査日

令和 2 年 8 月 3 日（月）、4 日（火）、5 日（水）

3. 出席者

町長、副町長、関係課長並びに課員、総務財政課長補佐兼会計管理者
心得

審査の総括意見

平成31年度（令和元年度）笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提出された関係書類と照合した。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、概ね適正なものであったと認めた。

監査は、定期に実施している定期監査及び出納検査等を通じ、この決算監査に繋がっているわけであるが、当該年度の決算監査を迎えるまで、様々な課題を審査し、その都度我々監査委員として意見を付してきたものである。時には行政監査を通じて業務遂行について指摘をしてきたわけであり、そのため決算書上の数値確認だけでなく、併せてその意見や指摘に対する業務改善などについても聴取し、審査を行っている。

当該年度においては、総務省交付金の返還請求事案があり、近年における当町の不適切な業務処理が取り沙汰されている中、昨年度同様、業務改善に対する姿勢や実行性には住民からも注目が集まっており、職員の資質向上や組織体制の強化を促進するとの意向は月例監査でも伺っているところではある。

以前の月例監査においては、公金を現金として取り扱う場合のその手続きについて、当時の現状を踏まえ監査を実施したものであるが、現在では笠置町現金取扱基本マニュアルを策定・改編し、職員間において周知・徹底を図られ、改善を施されたこととして伺っている。業務の改善が図られたことは喜ばしいことであるが、他の業務も同様に、安易に今迄の業務を継承するのではなく、町職員として履行している日常業務を、先ずは担当職員各々がそのあり方を見直し、組織的な改善を常日頃から意識され、それを発案・計画・協議・実行に移すことにより、個人としても組織としても強固なものになると思われる。1日も早い住民からの信頼の回復を果

たすため、職員 1 人 1 人の意識改革、正確性、公平性、そして透明性を高める業務の遂行に尽力されたい。

次に滞納となっている債権の取り扱いについてである。

昨年度の決算審査意見書でも触れているが、町民税や固定資産税といった強制徴収公債権については、地方税法等の根拠規定に基づいた滞納処分が行えるわけであるが、住宅使用料や水道使用料に関しては私債権に分類され、当事者間における契約等の合意に基づいて発生する債権であることから、その滞納債権の処分の取扱いは非常に難しいこととされている。しかしながら、町が抱える私債権の滞納には、既に債務者との連絡が取れなくなった状態から相当年経過しているものが存在し、町として何ら手立てが起こすことができず、このまま放置せざるをえない状況下にあるのも事実であることから、一定、ここに町としての考え方やルールを定め、手段の見当たらない滞納債権の対処方法を見出してはどうかと考える。

そして、現在笠置町では総合計画をはじめとする計画の更新や、新たな計画の策定を行っている。次期総合計画の策定に際しては、各地区において住民懇談会を開催し、地域住民からのその意見を聴取し反映させることであるが、笠置町のこの先 10 年の方向性を決定する大変重要な計画であるとして、十分に議論を重ねて策定することはもとより、他の計画と連動・連携を図ったものにされたい。計画策定までのスケジュールが新型コロナウイルス感染症対策により、開催すべき会議が開催できないことなどから大幅に遅れていると伺っているが、その影響で大まかな作業となってしまう、十分な議論が重ねられないうちに大味な計画策定となることの無いよう留意されたい。更に現行の総合計画がその効果検証を図りにくいものとなっていることから、その目標となる事項を明確にし、事業の実施計画を策定した上で、計画・実行・評価・改善、いわゆる PDCA サイクルを廻し、更にそのサイクルがスパイラルアップとなるよう計画・実施されることを望む。

また、本年度は笠置いこいの館の管理運営業務を、指定管理制度を導入して 2 年目の年に当たり、その指定管理業者が指定期間途中で撤退され

る事案が発生した。町は、指定管理業者が施設の経営赤字などから経営困難であると判断し、指定管理者取り消しによる途中撤退となったものであるが、町はその指定管理料年額を年度当初に一括して支払っており、当然に指定管理業務の未履行期間分の返還がなされるものであるが、指定管理業者はその返還に未だ応じていない。このことは令和2年6月に提起された住民監査請求においても監査しているところであるが、未納となっている水道使用料と共に早期に解決されるよう処置を講じられたい。

最後に、現在の日常業務においては、その事務の効率化と正確性を高める観点から電算機器が多く用いられており、本年度においてはそれらの機器の安定した活用とセキュリティ向上を目的に電算機器の更新業務を行っている。新たに構築された電算機器を用いることでその利便性等が向上されていることとは思うが、使用する側の問題によって発生したと思われる誤りが見られることもあった。機器は便利な反面、それを使いこなす知識や技量も必要となるが、人的ミスが生じることとなれば電算を導入している意味が無くなってしまう。少ない人員の中、住民ニーズの対応に日々の業務量が膨大となっていることは想像できるが、正確な業務の遂行に尽力されるよう心掛けられたい。そして、この事業に留まらず本年度においても様々な事業が行われており、当然ながらそれに伴い公金の支出が生じている。その事業の目的は何なのか、どう活かされ、地方自治の基礎である住民生活のどのようなサービスに繋がるのか。単的に事業実施に終わるのではなく、職員個々にその思いを走らせ次年度以降の予算に反映されることを期待し総括意見とする。

審査の結果

(1) 決算規模

平成 31 年度（令和元年度）笠置町一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

（単位：円）

区 分		一般会計	特別会計	合 計
予算現額		1,741,644,000	650,502,000	2,392,146,000
決算額	歳入額	1,505,026,319	712,849,074	2,217,875,393
	歳出額	1,478,620,023	622,641,436	2,101,261,459
	差引額	26,406,296	90,207,638	116,613,934

(2) 決算収支

平成 31 年度（令和元年度）決算額は、一般会計においては、歳入総額 15 億 502 万 6,319 円、歳出総額 14 億 7,862 万 23 円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は 2,640 万 6,296 円を計上している。また、翌年度に繰り越す事業執行に必要な財源 836 万円を除いた実質収支額は 1,804 万 6,296 円となり、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を引いて求められる単年度収支額は 5,927 万 2,221 円の赤字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額 7 億 1,284 万 9,074 円、歳出総額 6 億 2,264 万 1,436 円で、歳入歳出差引額は 9,020 万 7,638 円を計上している。

(3) 予算の執行状況

歳入は、一般会計・特別会計あわせ予算現額 23 億 9,214 万 6,000 円に対し、決算額 22 億 1,787 万 5,393 円で、収入率は 92.7%となっている。

歳出は、一般会計・特別会計あわせ予算現額 23 億 9,214 万 6,000 円に対し、決算額 21 億 126 万 1,459 円で、執行率は 87.8%となってい

る。

一般会計及び特別会計それぞれの執行状況は、次のとおりである。

会計別執行状況

(単位：円)

区分	予算現額	歳入決算額		歳出決算額	
		金額	収入率	金額	執行率
一般会計	1,741,644,000	1,505,026,319	86.4%	1,478,620,023	84.9%
国保会計	248,921,000	300,439,485	120.7%	232,789,520	93.5%
簡水会計	69,242,000	65,066,898	94.0%	64,556,040	93.2%
介護会計	270,156,000	285,557,984	105.7%	264,219,911	97.8%
後期高齢会計	62,183,000	61,784,707	99.4%	61,075,965	98.2%
合計	2,392,146,000	2,217,875,393	92.7%	2,101,261,459	87.8%

(4) 財政状況等

【一般会計】

平成 31 年度（令和元年度）における決算額は、歳入総額 15 億 502 万 6,319 円、歳出総額 14 億 7,862 万 23 円で、歳入歳出差引額（形式収支）として 2,640 万 6,296 円を計上している。また、翌年度に繰り越すべき財源となる金額 836 万円を除いた実質収支としては 1,804 万 6,296 円の剰余金を計上している。

歳入での主な内容は、款毎で決算額が高い順に、交付税が 7 億 6,470 万 1,000 円（歳入全体に対する割合 50.8%）、次に町税が 1 億 6,094 万 9,976 円（10.7%）、町債が 1 億 2,135 万 3,000 円（8.1%）、国庫支出金が 1 億 375 万 4,928 円（6.9%）となっており、例年同様、本年度の決算でも交付税が歳入面での大部分を占めている。

現在笠置町では第 4 次総合計画策定に向け平成 31 年度（令和元年度）と令和 2 年度にかけて必要となる予算を計上し業務を進めており、令和元年 11 月から 12 月にかけて町内の各地区において懇談会を開き、住民の直接の声に耳を傾け、次期総合計画に反映させることとしている。時期を同じくして笠置町まち・ひと・しごと創生戦略についても更新することとして調整しており、双方の計画がうまくかみ合うように策定することである。策定に際してはその調整と意見の集約が十分行われることは勿論のことであるが、当町の財政状況が交付税頼みになっている現状を鑑み、10 年後の笠置町の将来像と照らし合わせながら計画を策定されるよう望みたい。

次に町税をはじめとする債権の管理についてである。町税については京都地方税機構との連携・調整を図られており、本年度の町税の不納欠損額は 3 万 7,300 円にまで抑えられている。その一方で住宅使用料といったいわゆる私債権については、地方税のように地方税法に則った滞納処分が出来ないため、その取り扱が難しいとされている。このことについては前年度の決算監査でも意見しているところではあるが、本年度の決算監査においても焦点を当てている。というのも、滞納となっている住宅使用料においては、滞納者が既に町外への転出し、滞納者との連絡手段がと

れなくなってしまうものなど、その滞納債権の回収手段が絶たれてしまい、かつ相当年が経過しているものも多くあると聞いている。決算監査を実行する我々監査委員としては決算書に収入未済額として多額の金額を抱えている現状を無視することは出来ないものであり、毎年度、このように審査をすることとなってしまうが、一定、この滞納額の取り扱いについて、町の顧問弁護士などに相談を持ち掛け、処置のあり方・ルール化について検討してはどうだろうか。

続いて歳出面である。

歳出面での主な内容は、総務費が4億2,812万711円(29.0%)、民生費が3億2,416万8,917円(21.9%)、土木費が1億7,994万3,394円(12.2%)となっている。

総務費の内訳としては、特別職及び総務部門の人件費、セキュリティ対策等を目的に行った電算機器の更新事業などを含んでいる一般管理費が2億4,847万2,974円、笠置いこいの館指定管理料や地域おこし企業人負担金、そして問題となった総務省交付金返還金などを予算計上し執行している企画費が1億94万3,131円としている。

民生費では民生部門の人件費や、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金、自殺対策計画策定委託や介護保険計画策定委託、障害者自立支援給付費などを支出している社会福祉費に2億7,422万3,732円を支出している。

土木費では道路橋梁費として、笠置山線改良事業の工事請負費や笠置～有市線改良事業に係る補償費、潜没橋補修事業などに1億2,420万5,209円を支出している。

以前の月例監査でも取り扱った総務省交付金の返還については、その業務に対する実行性・計画性・継続性は勿論のこと、稟議書のあり方や決済についてまで意見している。きちんとした事業の立案、計画、調整、実行を町としてまとめ上げ、それを稟議として関係部署とも連携し、あらゆる面でその事業の執行そして支出を確認及び認識することがいかに重要かつ基本的なこととであるか、職員個々をはじめ、組織としても十二分に認識されたことに違いない。職員の資質向上と組織強化はどこまでいっ

でも尽きることはなく、日々切磋琢磨していただきたい。

また、地域おこし企業人として、現在、町には 4 名の企業人が民間企業から派遣され、町が行う業務に従事されることで民間のノウハウを活かし、業務の改善や効率化を図るものとされている。この制度を導入して 2 年が経過したものであるが、なかなかその成果が表には出てきていないように思われる。企業人が持つ各々の業務が成果の出にくいものであるためか、そのように感じてしまうわけであるが、これからも行政と企業人との融合を促進していただき、民間のノウハウを活かしたより良い町政に繋げられるよう望みたい。

最後に、全体を通しての意見となるが、町として各種団体等に対して補助金を毎年度継続して支出しているものがある。補助金の支出そのものについて意見するものではないが、その補助となる基礎部分の考え方や算定根拠が現状と少し乖離している部分が見受けられたことから、現状に沿ったものとなるよう再考いただき、見直しを含めた検討をされてはどうかと考える。

【国民健康保険特別会計】

平成 31 年度（令和元年度）における決算額は、歳入総額 3 億 43 万 9,485 円、歳出総額 2 億 3,278 万 9,520 円で、歳入歳出差引額 6,764 万 9,965 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税 2,590 万 2,346 円（8.6%）、府支出金 1 億 5,472 万円（51.5%）、繰越金 1 億 523 万 9,181 円（35.0%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が 1 億 3,264 万 2,612 円（57.0%）、国民健康保険事業費納付金が 4,650 万 2,051 円（20.0%）、基金積立金が 5,000 万 1,435 円（21.5%）となっている。

歳入の要となる国民健康保険税においては、収納率が 87.4%と昨年度の収納率 83.9%と比較しても向上しており、かつ、不納欠損額は昨年度が 176 万 886 円であったのに対し本年度は 1 万 5,600 円となっているこ

とから、日頃より徴収業務に尽力され、滞納業務を受け持つ京都地方税機構との連絡・調整が十分に図られているものと思われる。一般的に国民健康保険に加入する者は無職のものが多く傾向とされている中、収納率を上げることは容易ではないことも事実であるが、国民皆保険制度の根幹となる税の負担の公平性と相互扶助の考え方を広く納税者に周知されると共に、今後も引き続き徴収努力をされるよう期待したい。

歳出面では、毎年度、多額の剰余金を繰越金として次年度に持ち越してきており、そのことに関して一定の資金運用や保険者の健康対策事業などのサービス提供に充ててはどうかと意見を付してきたものであるが、本年度においてはその繰越金の一部を財政調整基金に約 5,000 万円積み立てしている。その一方で国民健康保険加入者の 1 人当たりの医療費が京都府下でも高いことで知られている笠置町においては、健康回復・健康増進事業を促進することが急務となっている現状から、国民健康保険加入者の特定健診事業や保健指導などを充実させるとともに、受診率向上策を講じてはどうだろうか。国民健康保険特別会計としての保険給付費の減額に繋がることはもとより、保険加入者が健康で毎日を過ごせることが真の目的であることからこそ、次年度以降、ぜひ積極的な事業展開を計画され、実施していただきたい。

【簡易水道特別会計】

平成 31 年度（令和元年度）における決算額は、歳入総額 6,506 万 6,898 円、歳出総額 6,455 万 6,040 円で、歳入歳出差引額 51 万 858 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が 2,662 万 6,561 円（40.9%）、一般会計からの繰入金金が 3,615 万 1,000 円（55.6%）となっている。

歳出の主な内訳は、衛生費が 2,853 万 314 円（44.2%）、公債費が 2,043 万 1,927 円（31.6%）となっている。

本年度の水道使用料の徴収率は前年度 96.7%に対し、本年度は 92.0%まで落ち込んでしまった。この原因は笠置いこいの館の指定管理業者が

平成31年4月から同施設の指定管理業務を撤退する令和元年8月末までの水道使用料の一部未納があることが大きな要因となっている。担当課は定期的な催告書による納付を促してきたものの、一向に納付されないまま決算となってしまった。このことは令和2年6月に提起された住民監査請求における監査等でも触れている事象となるが、返還されていない平成31年度（令和元年度）指定管理料と共に、早期に解決するよう処置を進められたい。

また、水道使用料についても住宅使用料と共に私債権に分類される債権であるから、債権回収が困難なものについては、一定のルールのもと、整理されてはどうかと考える。

歳出面では、衛生費において水道検針時に使用される機器のシステム更新料として346万5,396円の支出などがあり、対前年度より278万7,474円の増額となった。

公債費は定期償還により対前年度と比較して163万7,695円の減となっている。今後、災害などの突発的な支出に充当する企業債発行が無い限り、定期償還を続けていくことで公債費は下がっていくものであるが、企業債で整備された現存の施設の更新・改修を計画する時期に差し掛かっているのではないだろうか。現に水道担当課において笠置町簡易水道事業の経営戦略の策定に向け進められているとのことであり、水道料金の改定を含めた計画となることから、他の計画と連携を図り、住民のライフラインとなる水道供給施設の安定的な運営に努めていただきたい。

【介護保険特別会計】

平成31年度（令和元年度）決算額は、歳入総額2億8,555万7,984円、歳出総額2億6,421万9,911円で、歳入歳出差引額2,133万8,073円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料5,068万210円（17.7%）、国庫支出金6,575万4,117円（23.0%）、支払基金交付金6,808万4,314円（23.8%）、府支出金3,903万3,131円（13.7%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が2億4,801万4,620円(93.9%)、地域支援事業費は1,100万2,318円(4.2%)となった。

本年度で支出した保険給付費は前年度より2,347万6,084円の増額となっている。その主な内訳は、居宅介護サービス給付費では対前年度より1,017万2,273円の増となる1億1,182万221円、施設介護サービス給付費では対前年度より1,170万8,687円の増となる1億334万6,754円を支出している。一方で介護予防サービス等諸費は前年度より162万4,583円の減となっている。これは介護を要する状態の軽減または悪化の防止に資するよう行われる支援として介護予防サービスを受けていた要支援者が要介護者になったこと、1人当たりの介護給付費の増額があったものとされた。

介護を取り巻く諸問題は、介護者を介護する家族環境はもとより、介護従事職員の人材不足までもが問題視されている。当町における介護給付費はこれからも増え続ける傾向にあり、介護保険制度そのものの不安要素が全域に及んでいる昨今において、いかに安定的な介護施策を打ち出すことが出来るかが課題となってくる。本年度、一般会計において介護保険計画策定委託料として支出しているが、団塊世代が75歳以上となる令和7年を見据え、高齢者の生活実態や地域のニーズ等を把握し、次期総合計画と連動した高齢者福祉施策を計画されるよう望む。

【後期高齢者医療特別会計】

平成31年度(令和元年度)決算額は、歳入総額6,178万4,707円、歳出総額6,107万5,965円で、歳入歳出差引70万8,742円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料2,175万9,620円(35.2%)、一般会計からの繰入金3,877万8,777円(62.8%)となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が6,051万990円と全体の99.1%を占めている。

後期高齢者医療制度の業務に関しては広域連合と市町村は後期高齢者

医療に関する事務をそれぞれ分担している。市町村としてはその保険料の徴収を担っているものであるが、他の会計同様に徴収に関しては適切な処理をされ、滞納額が増加しないよう努力されたい。

また、後期高齢者医療広域連合による総合的かつ計画的な事務の管理と執行が図られているとは思いますが、75歳以上の高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度として単体で考えるのではなく、住民の健康回復・増進事業の促進を図ることとして、国民健康保険制度や介護保険制度との連携に努め、福祉制度の向上に繋げられたい。